

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年4月から同年9月までの期間を3万6,000円、同年10月から47年3月までの期間を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から47年4月1日まで

私は、昭和44年3月にC社に入社した後、46年4月に異動の辞令を受け、同社の関連会社であるA社に勤務した。

私と同じように関連会社へ異動している同僚については、厚生年金保険の被保険者記録が継続しているのに、私は申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

申立期間については、異動した時期ではあったが離職した覚えは無く、継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年5月から同年7月までの期間、並びに同年9月及び同年10月に係るA社の給与明細書を所持していることから判断すると、申立人は申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、C社は、「当社とA社は関連会社であり、従業員については出向扱いとして会社間の異動があり、出向先で厚生年金保険に加入させていた。」と供述している上、B社は、「申立期間において、申立人はC社からの出向者であ

ったと思われる。申立期間当時、A社にパートタイム労働者はおらず、関連会社からの出向者を含む従業員全員を厚生年金保険に加入させ、保険料は翌月控除であった。」と供述しているところ、前述の給与明細書により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持するA社における昭和46年5月から同年7月までの期間、並びに同年9月及び同年10月に係る給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額から、同年4月から同年9月までの期間を3万6,000円、同年10月から47年3月までの期間を4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主による申立てどおりの資格取得届並びに申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が処理を誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに資格取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年4月から47年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年7月20日）及び資格取得日（昭和43年9月2日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月20日から同年9月2日まで

私は、昭和42年3月21日から47年12月20日までの期間について、A社に勤務していた。

申立期間について、離職した覚えは無く、継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、昭和42年3月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43年7月20日に資格を喪失後、同年9月2日に再度資格を取得しており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和42年3月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43年9月2日に再度資格を取得した後、47年12月21日に資格を喪失した旨記載されており、43年7月20日に資格を喪失した旨の記載が確認できないところ、複数の同僚が、「申立期間に申立人と一緒に勤務していた。」、「申立人は一度も退職することなく継続勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立期間当時、従業員は全員正社員として同じ勤務形態であり、厚生年金保険に加入させていた。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、申立人と業務内容及び勤務形態において同質性が高いと推認される同僚7人はいずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和43年7月のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所名は不明であるが、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録と推認できる記録が確認できるところ、当該被保険者記録は、昭和42年3月21日に雇用保険被保険者の資格を取得し、43年7月19日に資格を喪失後、同年9月2日に再度資格を取得した旨記録されており、申立人のA社に係るオンライン記録と符合することが確認でき、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日及び取得日を記録したとは考え難いことから、事業主がオンライン記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る43年7月及び同年8月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成3年3月まで

私は、申立期間当時、A県の大学に通うため、実家を離れ単身生活を行っていた。大学生活上の事故等を心配した母親に加入を強く勧められ、昭和62年4月ごろ自身でB市で国民年金の加入手続を行った。

納付時期に合わせて、母親に仕送りをしてもらい、1年か半年分を納付の案内が来るたびに、一括して納付していた。国民年金に加入していなかった学生が多い中、加入していたことを覚えている。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和62年4月に国民年金の加入手続を行い、納付の案内が来るたびに、1年か半年分の国民年金保険料を一括して納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月1日にB市で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間当時、大学生であった。」と供述していることから、申立期間は国民年金の任意適用期間であったと考えられ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成3年4月1日時点では、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することができなかったものと考えられるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の記憶は明確でないため、国民

年金の加入状況及び保険料の納付状況等は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A 県 B 市にある C 事業所に平成 2 年 10 月 1 日から勤務した。しかし、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年 11 月 1 日と記録されている。同年 10 月 1 日から勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する C 事業所作成の雇用通知書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間において C 事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録により、申立事業所は平成 2 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認でき、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人と同日に申立事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚は、「私は平成 2 年 10 月に採用され、事業所担当者から、『平成 2 年 11 月から社会保険に加入するので同年 12 月に支給する給与から同年 11 月分の社会保険料を控除する。』旨説明を受けた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 21 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 3 月 20 日に前の職場を退職後すぐに A 県 B 市にある C 社（現在は、D 社）で勤務した。しかし、C 社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年 5 月 1 日と記録されている。同社では社員寮の管理人として勤務していた。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間後の昭和 60 年 5 月 1 日に C 社で被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 24 人に照会したところ、回答があった 15 人全員が申立人についての記憶が無く、申立人も同僚を記憶していないことから、申立人の勤務期間について特定できる供述を得ることができない。

さらに、前述の回答のあった 15 人のうち 3 人が、「厚生年金保険被保険者資格を取得した時期と勤務開始時期が一致していない。」と供述している上、そのうち一人が、「申立事業所において、中途採用者は試用期間があった。」旨供述していることから判断すると、申立事業所は、すべての従業員を必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではない状況がうかがえる。

加えて、D 社は、「C 社では、時給で雇用する人には、約 3 か月間の試用期間があった。」と供述しているところ、申立人が提出した申立期間後の昭和 60

年5月分の給与明細書からは「労働時間」及び「労働日数」の記載欄が確認できる一方で、同僚のうち、オンライン記録において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、「私は月給者であった。」とする者の給与明細書には「労働時間」及び「労働日数」の記載欄が無く、両者では勤務形態が区別されていることが確認できることから判断すると、申立人は時給で雇用されていたものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 23 日から 55 年 3 月 30 日まで

私は、昭和 51 年 4 月の大学進学と同時に、奨学生としてA社に雇用され、大学を卒業する 55 年 3 月までの期間において、B市に所在したC事業所で業務に従事していた。

オンライン記録では、昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 3 月 23 日までの厚生年金保険の被保険者記録があるが、同日以降の期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いとされていることが分かった。

申立期間も継続してA社に雇用されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D団体が提出したOB名簿及び戸籍の附票における申立期間当時の申立人の居住地がC事業所の住所と一致することから判断すると、申立人が、申立期間において、奨学生としてA社に雇用され、C事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所の現在の担当者は、「社会保険事務所（当時）から指導があり、昭和 52 年 4 月以降の期間について、学生は厚生年金保険に加入させないこととなったと聞いている。」と回答しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に昭和 52 年 3 月 23 日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失した者が 40 人確認できる上、このうち住所が確認できた 21 人に照会し、回答が得られた 8 人のうちの 6 人が、「厚生年金保険被保険者資格の喪失日と退職日は相違している。」と回答して

いる。

また、D団体は、「社会保険の加入等については各事業所に任せているが、実態として、奨学生は厚生年金保険に加入させていないことが多いようだ。」と回答しているところ、前述の6人のうち、申立人と同時期に奨学生としてA社に雇用されていたとする複数の同僚は、「学生に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失させることについて、昭和52年3月ごろ、A社の人事担当者から説明があり、以後、卒業までの期間について給与から保険料の控除は無かったと記憶している。」と供述していることなどから判断すると、申立事業所では、昭和52年3月ごろ、奨学生に係る厚生年金保険の加入の取扱いが変更され、同年3月ごろまでの期間において厚生年金保険に加入させていた奨学生について、同年3月23日に被保険者資格を喪失させたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 28 日から 38 年 8 月 9 日まで

私は、申立期間にA社に勤務した後、故郷に帰ってきた。会社からは脱退手当金について何も説明がなかったし、自分で脱退手当金を請求したこともない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の氏名は、昭和 38 年 9 月 27 日にそれまで便宜的に使用していたものから戸籍上のものに訂正されており、申立期間の脱退手当金は同年 12 月 28 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人に係る脱退手当金に関しては、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、申立事業所を退職後、強制加入期間があったにもかかわらず、昭和 48 年まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで
② 昭和 48 年 8 月 5 日から 49 年 1 月 30 日まで
③ 昭和 49 年 8 月 12 日から 50 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 2 月 2 日まで

私は、申立期間①以前に勤めていた会社では脱退手当金を受給したと記憶しているものの、申立期間①から④までに勤めていた各事業所については、会社から脱退手当金の説明は無かったし、脱退手当金の請求もしていない。

脱退手当金は昭和 53 年 2 月 27 日に支給されたとの記録となっているが、私は受け取った記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間④に勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の氏名は、昭和 53 年 1 月 26 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 2 月 27 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があったにもかかわらず昭和 62 年までの約 12 年間に渡り国民年金に加入しておらず、年金

に対する意識が高かったとは考え難い。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金を受領した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。